

平成30年度定例監査

意見・要望	意見・要望に対する対応
<p>1 今年度の定例監査においては、収入事務、契約事務、服務について重点項目を設定し実施したところ、依然として誤りを見過ごしている状況が多数見られた。これは、関係法令やマニュアル等を十分に確認せずに事務処理を行っていることなどが原因と考えられる。各部局においては、これまでも、各課の事務における職員の知識・能力の向上及び事務処理上のチェック機能強化を図るため、事務処理適正化に向け取り組んでいると聞いているが、いまだ十分には機能していないものと思われる。</p> <p>今般の地方自治法の改正により、平成32（2020）年4月から事務を執行する主体である首長が、事務の適正な執行を確保する上で、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価し、自らコントロールする取組として、内部統制に関する方針を定め、これに必要な体制を整備することが都道府県及び政令指定都市に義務付けられた。一方で、中核市やその他の市町村への内部統制制度の導入は、現段階では努力義務とされているところであるが、近い将来、制度の導入が義務付けられていくことが想定される。</p> <p>このような状況を踏まえ、不適正な事案の発生を防止するためには、より一層の事務処理適正化に向けた取組を充実・強化することが不可欠であり、本市においても、法の趣旨に沿った内部統制制度の構築に向け、内部管理部門と各部局が連携して個々の部署が事務処理の過程で生じる可能性のあるリスクをリストアップし、リスクの発生を未然に防ぐための対応策を講じて日々の業務を通じチェックすることなどにより、適正な事務執行体制の整備に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">行政改革課ほか</p>	<p>事務処理適正化の取組については、個々の職員の能力向上のほか、組織全体で確認の重要性や事務処理の適正化に向けた意識の醸成が図られるよう、各部局における事務処理適正化チームの設置や庶務担当職員同士の意見交換の開催等、継続的な実施を推進するとともに、自課での確認が重要となる書類のチェックポイント等について決裁者向けの研修を新たに実施することといたしました。</p> <p>各種の取組を通し、事務処理ミスの発生しにくい環境整備に取り組むとともに、内部統制の制度化への対応については、事務処理適正化を推進する中で、国の動向を踏まえ、本市の状況に合った仕組みを検討してまいります。</p>